

令和 4 年度 第 1 回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

- 1 日 時 令和 5 年(2023 年) 3 月 8 日(水) 午前 10 時～午前 11 時 45 分
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 出席者 協議会名簿のとおり(傍聴者なし)
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和 4 年度進行管理・評価(案)について
 - (3) 報告
 - ア 国支援事業(街なみ環境整備事業)の活用状況について
 - イ 今後の取組スケジュールについて
 - (5) その他
 - ア 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
 - イ 史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事
 - (4) 閉会
- 5 配付資料
 - 資料 1 会議次第
 - 資料 2 委員名簿
 - 資料 3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例・施行規則
 - 資料 4 前回協議会議事録
 - 資料 5 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組経緯
 - 資料 6 鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和 4 年度進行管理・評価シート(案)
 - 資料 7 国支援事業(街なみ環境整備事業)の活用状況について
 - 資料 8 今後の取組スケジュール
- 6 会議の概要
 - (1) 開会

事務局 只今から令和 4 年度第 1 回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を開催します。鎌倉市都市景観課長の関沢と申します。それでは議事に先立ちまして、事務局から報告と確認を行いたいと思います。まず本日の出席状況ですが、委員 17 名のうち 13 名出席、4 名欠席となります。従いまして、本協議会の条例施行規則の第 3 条第 2 項の規定に基づきまして、委員の過半数が出席しており、会議が成立していることを報告します。また、市のホームページにて 2 月 22 日から 3 月 3 日までの間、傍聴者の募集を行ったところ、傍聴希望者はいなかったことを報告いたします。続きまして、本日の資料になりますが、開催通知に記載の通り、資料 1 から 8 までございます。資料は事前に郵送および電子メールで送付させていただいておりますが、もし資料の不足がありましたら申し出てください。それでは本協議会の条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、議長を西村会長にお願いし、この後の進行をお任せします。

西村会長 本協議会は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組状況について、委員の皆さんと情報を共有するとともに、様々な意見をいただきまして、本計画の着実な推進を図っていくことを目的としています。今回の協議会では令和4年度の進行管理・評価(案)が主な議題とされていますので、皆さんには議論いただきたいと思います。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。初めに本日の会議の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1の会議次第をご覧ください。初めに2の議事の「鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和4年度進行管理・評価(案)」については、各構成事業を所管する課において令和4年度の進捗状況を評価していますので、その概要について説明させていただきます。本日はこの議題について審議をお願いしたいと思います。続きまして、3の報告(1)の「国支援事業(街なみ環境整備事業)の活用状況について」では、令和4年度から活用している国支援事業(街なみ環境整備事業)について説明させていただきます。また3の報告(2)では、今後の取組スケジュールについて説明を行います。最後に4のその他では、個別の事業となっていますが、現在取り組んでいる事業の紹介として、「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業」と「史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事」について事業所管課から説明させていただきます。以上で会議の趣旨について説明を終わります。

(2) 議事

鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和4年度進行管理・評価(案)について

西村会長 それでは議事の「鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和4年度進行管理・評価(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 初めに、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組経緯について説明します。資料5の「取組経緯」、又は画面共有中の資料をご覧ください。鎌倉市歴史的風致維持向上計画は、平成28年度から10年間の計画期間を設け、計画を推進していますが、計画に登載した事業については、歴史まちづくり法の規定に基づき、毎年度、進捗評価を実施し、国に報告することとなっています。このため、毎年、庁内の検討部会などを活用し、各事業の進捗評価を実施するとともに、年度末には法定協議会を開催し、進捗評価の結果について意見聴取を行ってきました。本計画については、令和2年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、令和3年度に事業の追加や見直しなどを行い、29の事業を計画に位置付けて、令和4年3月に変更計画に対する国の認定を受けています。令和4年度からは、これらの29の事業について取組を進めるとともに、事業財源の確保のため、国支援事業である社会資本総合整備計画(街なみ環境整備事業)を活用し、事業の推進を図っているところです。以上で、取組の経緯についての説明を終わります。続きまして、令和4年度進行管理・評価(案)について説明します。先ほど説明しました進捗評価については、それぞれの事業の所管課が進捗状況の自己評価を行い、国で定められた評価シートにまとめています。評

価シートは現在まだ作成中の段階ですが、最終的には3月末までの内容を盛り込んだ上で、令和5年度に国へ提出していく流れとなっています。今回はこの進捗評価シート(案)の確認と、各事業の自己評価に対し、意見をいただきたいと思います。それでは資料6「令和4年度進行管理・評価シート(案)」又は画面共有中の資料をご覧ください。資料は1ページをご覧ください。「計画の実現に向けた推進体制」についてです。令和4年度の推進体制は、基本的に令和3年度と変更はありません。実施内容では、令和2年度から3年度にかけて、計画の見直しの検討を進め、取りまとめた変更計画について、令和4年3月29日付けで国の認定を得たこと、また、本日の協議会を含め、令和4年度の進捗評価について審議を行ったことなどについての記載をしています。次に2ページ目の「都市計画に関する施策」についてです。令和4年度の評価では、古都保存法や都市計画法、景観法など、歴史的風致維持向上に資する都市計画制度を運用し、周知を図ることで、良好な景観の形成に努めたことなどを記載しています。次に3ページ目の「景観計画の活用」についてです。令和4年度はこれまでに引き続き、景観計画や景観形成ガイドライン、市独自の鎌倉市屋外広告物条例など、様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきたことなどを記載しています。続いて4ページ目からは、③の「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」となります。本計画では、29の事業のうち4事業が完了しているため、令和4年度は残りの25事業について評価シートを作成しています。今回の説明では、毎年度継続して実施している事業については、令和3年度との変更点や進捗状況が十分でない事業などを中心に、また令和4年度から新たに開始した4事業については、主な概要を中心に説明をしていきたいと思います。まず4ページ目の「景観重要建築物等助成事業」についてです。令和4年度は、鎌倉市の景観重要建築物等のうち、「のり真安齋商店」と「野尻邸(旧大佛次郎茶亭)」の2件について、建物修繕に対する助成金を交付する予定としています。次に5ページ目の「扇湖山荘庭園防災工事事業」です。こちらにつきましては、平成29年度以降に防災工事は実施しておらず、市の第4期基本計画においても当該事業が不採択となったことから、令和8年度以降の事業化を目指すこととしており、進捗状況は「計画どおり進捗していない」と評価しています。次に6ページ目の「歴史的風致形成建造物保存整備事業」についてです。こちらについては、令和4年度から国支援事業である「街なみ環境整備事業」を活用し、建造物の整備を進めており、進捗状況については「計画どおり進捗している」としています。次に7ページ目の「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」についてです。こちらの事業は、令和4年度から内容の一部見直しを行っています。本事業では、ロードプライシングの導入に向けて、スーパーシティの枠組みの中で規制改革も視野に入れた検討をしています。国土交通省とも連携して検討を進めていますが、制度面や技術面での課題も多いのが現状であり、進捗状況については「計画どおり進捗

していない」としています。一方で、パーク&ライドについては、スマートフォンアプリ「スイスイ旅」を活用した実証実験を令和4年度に実施したこと、また鎌倉フリー手形については、利用チラシを作成し、利用促進を図ることによって、市内の交通渋滞緩和に向けた取組を進めたことなどを記載しています。次に8ページ目の「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」についてです。こちらについては、令和4年度から事業期間を延長して時間をかけた事業展開を視野に入れて取り組んでいるところですが、地元や関係機関との協議に至っておらず、いまだに事業着手に至っていないため、進捗状況については「計画どおり進捗していない」としています。次に9ページ目の「社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業」についてです。こちらについては、平成30年度の本覚寺公衆トイレ以降は事業を実施できていないことから「計画どおり進捗していない」としています。なお、覚園寺公衆トイレについては、令和7年度に改修工事に向けた設計を実施する予定です。次に10ページ目の「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」についてです。こちらの事業は、令和4年度から内容の一部見直しを行っています。本事業では、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルートを設定し、案内板・道路名板の設置や荏柄天神社の周辺道路美装化など、歴史的遺産と一体的な整備・運用を図る取組を進めており、進捗状況については「計画どおり進捗している」としています。次に11ページ目の「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業」についてです。こちらは令和4年度から新たに追加した事業です。令和2年度から運用を開始したガイドラインを基に、地域の良好な景観形成のため、事業者との協議や地元の商店会、景観整備機構との意見交換を行うなど、ガイドラインの活用を図る取組を行ったことなどについて記載しています。次に12ページ目の「屋外広告物条例制定・運用事業」についてです。こちらも令和4年度から新たに追加した事業です。市独自の屋外広告物条例を令和3年度に制定し、令和4年度から施行するとともに、特定区域を指定し、古都にふさわしい景観を維持するための基準を規定したこと、また、デジタルサイネージ等の新しいタイプの広告物について、良好な景観との調和を図るため、ガイドライン等の整備運用を図ったことなどを記載しています。次に13ページ目から18ページ目までの樹林・緑地関係事業は、概ね令和3年度と同様の実施状況であり、内容については今後充実させていく予定としております。次に19ページ目の「発掘調査速報展事業」についてです。令和4年度は、鎌倉生涯学習センターで、遺跡調査速報展及び遺跡調査研究発表会を3年ぶりに開催したことなどを記載しています。次に20ページ目の「出土遺物庁舎内展示事業」については、令和3年度に引き続き、本庁舎1階ロビーと鎌倉水道営業所の2箇所において遺物の展示を行ったことを記載しています。次に21ページ目の「史跡環境整備事業」についてです。市が管理する史跡については、これまでどおり日常的な維持管理を行っていること、また、史跡大町釈迦堂口遺跡の安全対策工事を実施中であることなどを記載

しています。後ほど釈迦堂の工事については紹介をしたいと思います。次に 22 ページ目、23 ページ目の文化財関係の事業につきましては、概ね令和 3 年度と同様の実施状況となっています。次に 24 ページ目の「観光案内板等整備事業」についてです。令和 4 年度は、称名寺に設置している名所掲示板について、既存掲示板の撤去と新規設置を行うことについて記載をしています。次に 25 ページ目の「博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携」についてです。こちらも令和 4 年度から新たに追加した事業です。鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館で連携し、大河ドラマの放送に合わせた展覧会を開催したことや、市内文化施設の 5 館が連携し、「ミュージアムめぐりスタンプラリー」を実施したことなど、文化施設の連携による運営強化の取組を進めていることを記載しています。次に 26 ページ目の「鎌倉市にふさわしい博物館事業」についてです。こちらも令和 4 年度から新たに追加した事業です。令和 4 年度は、鎌倉市が目指すべきエコミュージアムについて、外部の有識者や市民等で構成する委員会を活用し、検討を進めるとともに、エコミュージアムの具体像を探るため、県内他市の事例の現地調査を行ったことなどを記載しています。次に 27 ページ目の「郷土芸能普及啓発支援事業」については、鎌倉生涯学習センターで郷土芸能大会を 3 年ぶりに開催したこと、また、28 ページ目の「御霊会助成事業」については、コロナの影響で面掛行列は実施せず、関係者のみによる神事のみ実施されたことなどを記載しています。次に 29 ページ目の「教育情報事業」については、「私たちの鎌倉」をデータ化し、令和 4 年度から全学年児童生徒のタブレット端末に配布したことなどを記載しています。次に 30 ページ目からの④「文化財の保存または活用に関する事項」については、令和 3 年度と同様に、文化財の指定や文化財の修理に取り組んでいることなどを記載しています。次に 32、33 ページ目の「文化財の保存・活用の普及および啓発」については、本庁舎 1 階ロビーと鎌倉水道営業所での出土遺物の常設展示について、また、鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館における企画展の様子などを記載しています。次に 34 ページ目の「効果・影響等に関する報道」については、令和 4 年度も各メディアで本市の「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組に関連する報道が多数なされたことなどを記載しています。次に 35 ページ目では日本遺産に関する普及啓発活動について、36 ページ目では鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館において実施したイベントや、ツイッターによる情報発信を行ったことなどについて記載しています。次に 37 ページ目では、既に完了した 4 つの事業について記載しています。最後に、38 ページ目では、本日の法定協議会の終了後に主なコメントの概要を記載する予定としています。内容については、記載後に委員の皆様を確認をお願いしたいと考えています。以上で令和 4 年度進行管理・評価(案)についての説明を終わります。

西村会長 ご質問ご意見を伺う前に、私の方から確認なのですが、今の資料の中に写真を後に掲載するというのがありましたが、これはこの報告書そのものが年度末までの事

業なので、まだ写真が撮れないので、今後写真を掲載して、最終版とするという意味でしょうか。

事務局 そのとおりです。

西村会長 それではこの件に関しまして、ご質問ご意見があれば伺いたいと思います。

大木委員 25 ページ目の「博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携」事業についてですが、市民に近い目線の取組だと思っており、非常に興味を持ちつつ評価しているところですが。特に市内文化施設の市民観覧料無料化を行っていただいて、私も何度も使わせていただいております、家族も非常に喜んでおります。これによって市民の関心が高まっていくのではないかと考えているのですが、現時点で、例えば歴史文化交流館に無料で入った市民の方がどの位いるのかというデータを示していただくと、市民の関心度合いがさらに評価しやすいのではないかと考えています。そういった市民がどの程度利用したかというデータはありますか。

佐々木委員 この事業を所管しております教育文化財部の佐々木です。市内文化施設の市民への無料化につきましては、歴史的遺産と共生するまちづくりということを目指していくためには、やはり市民の方に鎌倉の歴史を知っていただいて、さらに愛していただくような取組をしていきたいということで、令和4年4月から無料化したところですが。委員からお話がありましたように、大河ドラマの関連で、そのチケットを持って来ていただく方も無料化とする取組をしていますので、鎌倉歴史文化交流館は、令和3年度は約2万2千人の入館者数でしたが、今年度は約3万4千人の入館をいただいた。そのうち、鎌倉市内の方で来られた方は1割位となっております。今、手元に詳細な資料をもっていないのですが、後日、担当課から資料を事務局に提供し、皆様と共有させていただきたいと思います。

大木委員 確実に市民の関心が高まるすごく良い取組だと思っています。さらにもう一つ言えば、例えば神奈川の劇場では、観覧したら中華街と連携して、クーポン割引になるようなことをしていますが、今後そういったことも視野に入れて、商店街とどう連携していくかということも考えることはできませんか。やはり、歴史まちづくりの全体の取組も含めてこういった情報を、もう少し市民の方に伝えていく努力をするべきではないかと思っています。昨今は、大きいお屋敷がなくなり、区画分割された土地に新しく住まわれる方が増えてきており、新たに住まわれた方々に向けて、町内会を通じて回覧できるようなチラシを作成するなど、できるだけ丁寧に手厚く情報提供をしていただけると、新しい人にも関心が届くのではないかと思っています。ぜひ考えていただきたい。

西村会長 ありがとうございます。今の点は意見としての整理をお願いしたいと思います。

波多辺委員 6 ページ目の「歴史的風致形成建造物保存整備事業」について、国の交付金を活用し、事業が実際に動き出して大変嬉しく思っております。これはネットワークとして繋げていくことで、さらに地域の価値が高まっていくものと考えておりますので、ぜひ進めていただきたい。10 ページ目の「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」についてですが、鎌倉市内には皆様ご存じのように、市内に点在する歴史的な遺産がたくさんあります。これを結ぶ散策ルートを作ることで、回遊性を確保しながら、観光客が1箇所集中することなく、分散化の誘導をさらに進めていただき

たいのですが、それには情報発信が非常に重要だと思っております。いかに情報発信を今後やっていくのか、どのように考えているのかお聞きしたい。それから、26ページ目の「鎌倉市にふさわしい博物館事業」について、市内全域で博物館にするという構想で、大河ドラマのレガシーをさらに繋げていっていただきたいと思っております。それについても同じですが、いかに今後情報発信を有効に使って、市民はじめ観光客の方々に伝えていくのかということは、非常に大きな課題だと思っておりますが、それについてはどのように考えて進めていこうと思っておられるのかお聞きしたい。

事務局 今回の大河ドラマの放送を通じて、改めて、多くの方に鎌倉の歴史的な魅力を発信できたと考えています。ぜひ、この契機を捉えて、鎌倉の歴史まちづくりが進むように情報発信の充実にも取り組んでいきたいと考えます。ご指摘いただいたエコミュージアムを中心とする「鎌倉市にふさわしい博物館事業」や「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」、あるいは歴史的建築物の保存活用事業は、地域を線や面と捉え、ネットワーク化することで観光客の分散化を図り、地域の魅力をより高めていく取組です。しっかりと進めていきたいと考えています。しかし、鎌倉の場合は、非常に多くの歴史的な資源がありますので、財源的にもマンパワー的にも一気に進めることは困難です。当該計画をベースに、継続的に取組を進めていく中で、鎌倉の魅力、歴史性というものを高めていく必要があると考えます。

ご指摘の情報発信については、非常に大切なことで、それぞれの事業を進める中で対応していくということと、全体で周知をしていくということを組み合わせて進めていきたいと考えます。例えば、散策路や施設の整備を行う中で、整備や美装化をするだけではなく、街角への案内板や道程板を設置すること、史跡・施設・場所の由来や内容を解説する標示板などを設置することも進めていきたいと考えています。また、今回大河ドラマに合わせて、オーバーツーリズム対策ということで、インターネット上で各観光施設の混雑状況等を情報として発信する取組も開始しており、継続していく予定です。今後も、いろいろな機会を捉えて、情報発信していくとともに、インターネットあるいは新しい技術を使った情報発信の形も工夫をしていきたいと思っております。

西村会長 ありがとうございます。普段からも鎌倉は全国で注目を浴びていますが、この機会を捉えて、ぜひ全国にアピールをしていただきたいと思います。

村田委員 32ページ目の「文化財の保存・活用の普及及び啓発」についてですが、市役所や水道営業所のロビーで出土品などを展示しているというような部分について伺いたいと思います。実は、先日、生涯学習センターでの発掘物の展覧会に伺いまして、とても良い展覧会でしたが、どうしてこういうことが市民にきちんとPRされないのかと残念に思いました。各施設で常設展をしているならば、こういう取組もまとめて発信されると良いのではないかと思います。いつも私は、外から知り合いの方や歴史好きな方が来ますと、まず若宮大路の八幡様に向かって右側の通りの新しいビルの地下に発掘した様子がそのまま上から見える場所があるので案内します。それはプライベートなビルのオーナーがしていることですが、あの道を歩いていると、そこにこういう展示がありますという看板も出ていますので、普通の観光客の方で

も少し興味のある方は中に入ってご覧になっています。ああいうところに市の施設のパンフレットが置いてあれば、続けて散策して歩きたくなるようになります。各地でバラバラに良いことをやっているのですが、みんなバラバラなのです。そして、その連携が感じられない。よほど詳しく知っている方に案内していただかないと見過ごしてしまうというのは、とてももったいない。こうした取組の一体化や連携も考えていただければと思います。

それから、大河ドラマに頼るのも良いのですが、もう昨年度終わりましたし、やはり今年は気を引き締めて、新しいことを考えなければと思います。昨年、日本遺産をどうするかというときに、鎌倉には今注意信号がついていますね。それで3年後にもう1回見直すというふうに文化庁から言われているはずですが。そのようなことも、せっかくのものがあながら運用の仕方が下手だということだと思えます。地域や路線ごとに何かストーリーを作って、観光客や市民に知らせる。鎌倉は鎌倉時代だけではなく、江戸時代には白浪五人男をはじめ、いろいろな歌舞伎の舞台にもなっています。そういうようなストーリーを作って、この時代の鎌倉はこういうことで大変な反響となりましたというようなPRの仕方だっただけであると思うのです。いろいろなストーリーを作るというのが日本遺産の課題ですので、そういうことも考えていただきたいと思えます。

西村会長 ありがとうございました。意見が中心ですけれども、日本遺産の黄色信号についてどうだったのかというところに関して質問もありましたので、事務局の方で何か答えられる範囲でお願いしたいと思います。

事務局 日本遺産の取組について、直接の所管課ではないのですが、日本遺産事業と歴史まちづくりは、地域の有形無形の様々な文化財群を総合的に活用しようとする点で、重なる部分も多いと捉えているところです。今後とも、必要な連携を行って鎌倉の歴史遺産や魅力を広く発信していきたいと考えています。

西村会長 意見の部分をまとめて最終的な報告書の中に記載してください。

牧田委員 出土品については、現在も庁舎内や水道局のロビーでの展示や単発的なイベントでの展示などがなされていますが、今回エコミュージアムの具体的な計画が進む中で、こうした出土品を一括して恒久的に展示をする計画があるかどうかを伺いたい。市民ももちろん参考になりますが、子供たちの教育的な意味からも、大事なことでないかと思えますがいかがですか。

事務局 文化財課の鈴木と申します。出土品の展示につきまして、限られた場所ではありますが、様々な機会を捉え行っています。また、先ほど村田委員からご紹介がありましたが、民間の開発事業などに伴ってその場所から出土したものを現地で展示して下さっているところも、少ないですが市内にありますので、今後はツイッター等で場所や概要を発信し、皆さんに知っていただけるようにしていきたいと考えています。出土品を一括して展示する取組は、現在、歴史文化交流館で行っていますが、今後も企画展の開催や展示の充実を図っていくことになると思います。

西村会長 確かに歴史文化交流館もありますが、膨大な量の出土品の維持管理は現状、なかなか十分とは言えない部分があると思われれます。今後はそのような課題にも対応ができるような体制や形を目指していけると良いと思います。

その他のご意見ご質問ありますでしょうか。他になければ、全体としての意見が多かったと思いますが、事務局で取りまとめていただき、私と小林副会長で内容を確認し、最終版とするということでご一任いただけますでしょうか。

委員一同 了承。

西村会長 ありがとうございます。それでは令和4年度の進行管理・評価（案）につきましては、そのような条件のもとで了承していただいたと確認します。

(3) 報告

ア 国支援事業（街なみ環境整備事業）の活用状況について

西村会長 それでは次に報告に入りたいと思います。報告の1番目「国支援事業（街なみ環境整備事業）の活用状況」について事務局から説明をお願いします。

事務局 国支援事業（街なみ環境整備事業）の活用状況について、説明します。資料7または画面共有中の資料をご覧ください。この事業は国土交通省が所管する国支援事業でハード整備が中心となりますが、景観の形成、居住環境の整備を目的とする事業に対し、市が行う事業については最大で事業費の2分の1を補助が得られる仕組みとなっています。この取組は、令和2年度に実施した計画の中間評価で、事業推進のためには「財源の確保」が重要であるとの当協議会意見の取りまとめの結果を受け、これに対応し、令和4年度から制度の活用を始めたものです。令和3年度に国補助の元となる社会資本総合整備計画（古都鎌倉地区における歴史的遺産と共生する街なみ環境の向上）を作成し、この中に12の事業を位置付けています。このうち令和4年度は5事業を実施中で、令和5年度は、資料7の3の表にあります8事業の実施を予定しています。

西村会長 ただいまの説明について、ご質問やご意見があれば、お願いします。

牧田委員 私は、鎌倉文学館の指定管理者である鎌倉市芸術文化振興財団のお手伝いをしておりまして、鎌倉文学館の保存改修事業についてお聞きしたいと思います。本当に環境も立地も良い場所にそのような建物があるというのが鎌倉の財産であると思っています。現在、1階部分と2階部分が展示室になっていて、多分、3階は木造建物ということで一般の方が入れない形になっています。しかし、3階は見晴らしがととても良くとても素晴らしい場所で、以前、佐藤栄作さんの別荘になっていた頃は、3階のバルコニーで国会答弁の演説の練習をしたというエピソードもあります。今後改修等をすることによって、3階も一般の方が入れるようになれば良いなと思っています。

事務局 今回の改修工事が終わった段階で、3階の部分まで使えるようにしたいという話を聞いています。今回は、現段階で3階を使うことを目的に改修工事をするわけではないのですが、全体として安全な建物にしていきたいという考えを所管課から聞いているところです。

牧田委員 本当に素晴らしい建物がこれからも長く保存できるような改修をしていただけるというのは大変ありがたいと思っています。よろしくお願いします。

西村会長 鎌倉文学館の3階部分が不特定多数の人に開放できるようなことになりそうだということです。他に意見等はありますか。

田中委員 先ほどの話とも関連するのですが、建物の改修を行い、同時にこれらを活用して

いくことが結果的に外部から来る方や市民の方の取組への理解に繋がると思います。前に「歴史的風致」って一体何なのかなと思ひ、文化庁のホームページを見たのですが、ただ歴史的建造物があるだけでは駄目で、人が活用している、そういうことが整って歴史的風致が形成されるとありました。建物を核として大切に保存改修していき、それを活用し公開していくことを繰り返していくと、観光で訪れた方又は市民の意識もそちらの方に向けて高まっていくと思います。さきほど説明のあった進行・評価シートにもありましたが、北鎌倉の歩道の整備が進まないという理由もこうしたところにあるのではないかと思います。自分たちが歴史的価値のある街に住んでいるという認識を育てるため、行政や観光協会などが主体になって、継続して定期的に発信していける、そんな場があっても良いのではないかと思います。やはり人から話を聞くことにより、知らないことを知ることができ、それはとても楽しいことだと思います。本日は牧田委員がいらっしゃっていますが、長年鎌倉でご商売されている方から、例えば、蒲鉾はこう作りますなどと道具を見せていただきながら、そういう方から話を聞ける。鎌倉の文学に関する話が聞ける。そんな場や機会を設け、繰り返していくうちに、市民の間でも地域にとって価値のある建物は、自分たちも応援し、大切に保存していかなければならないという認識が積み重ねられていくのではないかと思います。ただ保存するだけではなく、同時並行的に活用し、ソフト面からも発信することで認知や理解を広げていく必要があると思います。

西村会長 ありがとうございます。ソフト面での発信や活用の施策が少ないのではないかと
いうご意見ですが、その点に関しまして、事務局から回答をお願いします。

事務局 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。市では、複数の歴史的な
建造物を保有し、維持管理をしています。なるべく市民の方に公開し、活用して
いただけるよう取り組んでいますが、ご指摘のように、建造物の歴史的な背景などを
説明する機会というのは、現在改修ができていない旧華頂宮邸や扇湖山荘などでは、
年に数回と限られている状況です。今後は国の支援なども得ながら、耐震改修など
を進め、建物内部にも人が入っていただける環境を整えながら、次の段階で利活用
をしっかりと行い、ソフト面でも歴史のある建物だということを皆様に情報発信し
ていけるようにしていきたいと考えています。しかし、利活用については、市の力
だけではなかなか難しく、今後は民間の方の力も借りながら、官民連携で維持管理・
公開・利活用を進めていくことが課題だと認識しているところです。

大木委員 先ほどの田中委員のご意見に全く同感です。申し上げたいのは、国の交付金を活
用して鎌倉文学館やその他の歴史的風致形成建造物を保存改修するのは良いことだ
と思うのですが、一方で、小池邸の景観重要建築物等の指定が解除されるという話
は、非常にショッキングでした。小池邸は、大船の中にあつて、大船の田園都市構
想や鎌倉の経緯や歴史を伝えている非常に重要な建物だと思っています。相続等で
本当にやむを得ないという部分があるとは思いますが非常に残念です。そこで、資
料6 進行管理・評価シートの4ページに「相続等に伴い、景観重要建築物等の維持
が困難になっている状況があるため、鎌倉市景観保存建築物の保存活用の推進に関
する要綱の活用を含め、より支援を拡充していく。」という記載がありますが、より
支援を拡充していくというのは、予算的なものなのか、どのような取組を想定され

ているのかお聞かせください。

事務局 民間が所有する景観重要建築物等への支援をより具体的にしていこうと「橋渡し要綱」というものを策定し、昨年度から運用しています。この要綱自体がどういうものなのかといいますと、新たに相続等が発生するような場合において、市は不動産の業務には関わらないのですが、市が仲介役となって新たな所有者自体を探す手伝い等をやらせていただいています。そういった取組を進めることによって、そのまま取り壊すという選択肢だけではなく、他に譲るとかそのままの状態でも借りてもらうとか、そういったことを考えていく時間を作っていただきながら、売り手や買い手、借り手のマッチングができるようにしていこうという制度です。現在もこの制度を使いたいという方が複数いらっしゃっています。そのようなことも踏まえると、有効な手立てができたのではないかと考えているところです。

大木委員 ありがとうございます。ぜひ、継続して取り組んでいただければと思います。

西村会長 他にご意見等ありますか。

事務局 申し訳ありませんが、その前に、先ほど牧田委員からお話があった鎌倉文学館3階の公開に関する事務局からの発言について訂正させていただきます。建築物全体を安全にするということは、市の中でも確定事項となっておりますが、3階の部分の公開するかどうかに関しては、関係法令をしっかりと見据えてやっていきたいと考えています。

西村会長 未だ法令等の検討調整が必要だということですね。

(3) 報告

イ 今後の取組スケジュールについて

西村会長 それでは、報告2番目「今後の取組スケジュール」について、事務局からお願いいたします。

事務局 今後の取組スケジュールについて説明します。お手元の資料8又は画面共有中の資料をご覧ください。上の表が令和4年度のスケジュール、下の表が令和5年度のスケジュールとなっております。まず令和4年度ですが、①の進行管理評価については、本日法定協議会でご意見をいただいた後に、内容を取りまとめまして、令和5年4月以降に国へ提出する予定です。なお、令和4年度の進行管理評価から庁内での取組の進め方を一部変更しています。令和4年度に取りまとめた評価の結果を次年度の取り組みにしっかりと繋げていくために、改めて庁内でその評価の結果を共有し、実現方策の検討をすることとしました。これまで、計画や実行に反映がなかなかうまくできておらず、滞りがちであったPDCAサイクルをより効果的に回し、計画の改善・実行に繋げていきたいと考えています。④の「社会資本整備総合交付金・街なみ環境整備事業」の活用については、計画に位置付けた事業について、令和4年度から令和7年度を事業期間として国の交付金を得て取組を進めているところです。⑤の歴史的風致形成建造物については、事業化の状況を踏まえ、追加指定する方針ですが、令和4年度の指定はありませんでした。次に下の令和5年度のスケジュール(予定)について説明いたします。①の進行管理評価については、令和4年度と同様に評価を行っていく予定です。④の街なみ環境整備事業については、令和4年度から取り組んできた事業に加えまして、(1)の鎌倉海岸海浜環境整備事業、

(2)の鎌倉文学館保存改修事業、(4)の荏柄天神社周辺道路美装化事業、(6)の歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業の釈迦堂口北側の道路整備を追加し、引き続き、国交付金の対象となる事業を進めていく予定です。⑤の歴史的風致形成建造物については、扇湖山荘など、状況に応じて改修予定のある建造物の指定について検討していきます。以上で、今後の取組スケジュールの説明を終わります。

西村会長 ただいまの説明について、ご質問やご意見があれば発言をお願いします。

村田委員 ハイキングコースについては、鎌倉風致保存会のボランティアの方が、地道に整備をしています。コロナの制限が段々と緩んできているので、2月には市内の各中学校に呼びかけて、史跡の説明などをしながら一緒に整備を行いました。教育的効果もあり、市民も一緒になってハイキングコースの整備をしていくというのは、鎌倉らしくて良い取組ではないかと思います。こういう取組を若い方に繋げていかないといけないので、そのようなことも考えていただけたらと思います。

また、鎌倉文学館の入口の左側に旧前田邸の建物があります。あそこも鎌倉市に寄贈されているはずですが活用されていません。昔、市民のためのギャラリーにならないかと思い見学に行ったことがあります。そうしましたら、建物はひどい雨漏りで片側の壁が全部崩れていたの、話が途切れてしまいました。エコミュージアムの構想もありますし、ぜひこうした土地や建物の活用も考えていただけたらと思います。

西村会長 ありがとうございます。市民も参加したハイキングコースの整備と旧前田邸の土地や施設の活用について意見がありましたが、何か事務局の方でありますでしょうか。

事務局 ハイキングコースの整備につきましては、資料6の進行管理・評価シートの10ページの「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」の中に評価を含め、考察を加えています。鎌倉風致保存会には、ハイキングコースのパトロール等も含め、歴史的風致の維持に協力を得ており、また、事業の原局である観光課でも階段路面の整備や沿線の危険木の伐採などを進めています。原局にも市民の方と一緒に整備、活用する取組が必要だという意見があったことを伝え、検討していきたいと考えます。

鎌倉文学館近くの旧前田邸の施設等の利用については、市街化調整区域で使用用途等の制限が厳しく、活用が図れていない状況です。非常に良い場所にある土地ないし施設ということで、今後何らかの形で利活用を検討していく必要があると考えております。いただいたご意見を原局に伝え、今後、市の施策に反映させていくよう努めたいと思います。

(4) その他

ア 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業

西村会長 それではその他に移りたいと思います。具体的な事業について、情報共有ということでもありますけれども、まず1番目は、「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業」について説明をお願いします。

事務局 資料6の11ページ目に載せている「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業」について、事業原局から説明させていただきます。

事業原局 都市景観課都市景観担当の斎藤と申します。まずこの事業の取組の背景についてですが、若宮大路・小町通りは、鎌倉駅を中心とした鎌倉景観地区の中にあります。景観地区では高さや外壁、屋根の色彩などの定量的基準と建物の形態意匠に関する地区別の基準が定められていますが、地区別の基準は定性的なもので、実効性に乏しく、古都にふさわしい景観誘導が課題でありました。そこで、平成30年度、令和元年度の2年間で、古都の景観形成上重要な位置にある若宮大路・小町通りにおきまして、地元の商店会や景観整備機構と連携してガイドラインを策定し、令和2年度から運用を開始しました。

次にガイドラインを活用した協議の仕組みについて説明します。景観地区における通常の手続きですと、一定規模以上の計画については、当課と協議を実施した後に景観法に基づく認定申請を行う流れですが、若宮大路・小町通りにつきましては、規模に関係なく、画面共有中のスライド右側の協議シートの提出や商店会との意見交換への協力をお願いしています。

次は若宮大路ガイドラインの内容です。策定時の地域の声や載せ、事業者の皆さんに対して地域からのメッセージをシンプルに伝えています。

ガイドラインの具体的な内容です。地域の声やローカルルール、景観形成上重要な建物を記載しています。

こちらのスライドは、小町通りのガイドラインの内容です。小町通りは若宮大路よりも小さなスケールで街並みが構成されておりますので、路地や看板のあり方にも触れているのが特徴となります。

次にガイドラインを用いた事前協議について説明します。こちらは事前協議を実施した事例です。新築だけではなく、外観の模様替えやコンビニなどの店舗改装についても協議を実施しました。また右側には竣工した建物についても自己評価を行った事例を載せています。

具体的な協議の内容を紹介します。こちらは若宮大路にあるチョコレート店です。ガイドラインをよく読み込んでくださる事業者さんとして、整ったファサードや植栽について意識して計画をしていただいています。また、この協議の特徴としては、店長の方が商店会会長と親しくなり、商店会に加入してくださったということが、副次的な効果としてあると考えています。

こちらは小町通りにあるセブンイレブンです。セブンイレブンといえば、3色のコーポレートカラーをイメージされるかと思いますが、店頭看板を茶色一色に統一していただきました。ただ、右側の写真を見てお気づきの委員もいらっしゃるかと思いますが、検討の置き看板については理解を得られず、通常の3色の看板となってしまいました。またこの協議の特徴としては、町への貢献として観光客が利用できるようトイレを店舗内に多く設置するというご提案を事業者からいただきました。

また、景観整備機構と連携し、協議の実施と並行して、若宮大路・小町通りの展開立面図の更新を行っています。このようにまち並みの変遷の記録や先ほど示したような自己評価を継続的に実施していくことで、優良事例の検証やガイドラインの更新などの効果的な運用に繋がっていきたいと考えています。

最後に、今年度は大学と連携し、ガイドラインの内容をより深め、充実させるこ

とを目的に、地域の皆さんが大切にしたい場所やシーンを掘り起こし、具体的な空間イメージ作りを行っています。運用開始時はコロナ渦でガイドラインの周知や地元との十分な対話ができない状況が続きましたが、今年度はこのように学生という第三者的な視点も加わり、ガイドラインを介した多様な主体による景観まちづくりを推進する土壌ができつつあります。少し駆け足となりましたが、取組状況の説明は以上です。

西村会長 ただいまの説明について、ご質問やご意見があれば、ご発言をお願いします。きめ細やかなコントロールが実現しつつあるということでした。一つだけ確認ですが、これはガイドラインなので、すごく強い強制力があるというよりも、お願いをしながら協力を求めていくというそういう設定のものです。

事業原局 そのとおりです。

西村会長 それは全体としては協力が得られるというような感じなのでしょうか。

事業原局 協議については、応じてくださる事業者さまがほとんどですが、先ほどのセブンイレブンの事例にもあるとおり、一部は協力できても、ここは譲れないというところもありますので、そこは協議の中で良いところを見極めながら進めている状況です。

大木委員 このガイドラインについて、ガイドラインの策定と運用主体は鎌倉市ということによろしいですね。だとしたら、商店街の主体性について、市としてどのように捉えているのか、今後商店街に少しずつ主体性を持たせていく考え方があるのかどうかを聞きたいです。

事業原局 現在は鎌倉市が主体となってやっているのですが、例えば、由比ガ浜通りのように、もう既に都市景観条例に基づく景観形成協議会を立ち上げていて、地元主体での協議をするような事例もありますので、今後は、ガイドラインの運用の中で地元の担い手を育成し、発掘していきながら、将来的には景観形成協議会のような法的な団体を立ち上げ、もう少し法的拘束力のある形で地元主導の運用ができるようにしていきたいと考えています。

西村会長 徐々に階段を昇り降りやっついていかないと、急激にやるとハレーションもありますので、その辺は本当に難しいところですが、慎重にやっついていただいているということです。

牧田委員 地元の担い手の商店街のことなのですが、由比ガ浜通りはおかげさまで、ずいぶん前にそういった条例に基づく協議会ができて、よいまち並みの誘導ができていると思っています。ただ、やはりコロナの状況や世代交代の問題などで、地元資本の商店がどんどん少なくなっています。また、由比ガ浜通りも本当に商店会長のなり手がいない、あるいはその商店街を支えていく世代がどんどん高齢化し、外からの資本の店舗ばかりが並ぶようになっています。こういった現象、こういう時代であるということも受け入れていかなくてはいけないということは十分わかっていますが、ただ、鎌倉に住む皆様には地元資本の商店が作る商店街を大事にしてください、今後もこの鎌倉で根付いて、歴史的なまち並みを維持していけるようにしたいと思っています。もちろん新しい外から入ってきた方々とも一緒になって街をつくっていくことも大事なことでありたいと思いますが、そのような現状を理解していた

だき、それらを行政がともに寄り添ってやっていただきたいと考えています。商店街を維持するというのは、若宮大路や小町通りなど、観光で何とかやっていけるところは良いのですが、地元の住民の皆様とともに歩む商店街もしっかり維持していなくてはならない。そうした商店街が街全体の景観を作っているということも理解していただきたいなと思っています。

西村会長　ご意見ということで、そのためにはそういうお店を消費者が支えていかないといけないということですね。なかなか景観の物的なコントロールだけでは問題が解決しない部分があるという指摘だと思います。ありがとうございます。

(4) その他

イ 史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事

西村会長　それでは、最後の議題ですが、史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事に関して、担当部局より説明をお願いします。

事務局　この工事については、資料6の21ページ目「史跡環境整備事業」に記載し、評価しています。工事について、興味深い内容であると思われましたので、今回紹介させていただきます。

事業原局　文化財課長の鈴木です。計画に位置付けている「史跡環境整備事業」のうち、史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事の概要について説明をします。本工事は、国指定史跡である大町釈迦堂口遺跡の保護文化財としての保存および公開活用に向けて行っておりますトンネル部分の崩落防止対策工事です。施工箇所は史跡指定地内にあります明治時代以降に開削されたと考えられております切通し、「釈迦堂切通し」と俗に呼ばれていますけれども、そのトンネルと周囲の部分です。まずこの写真をご覧ください、トンネルの上に、史跡の本質的価値を構成しています中世鎌倉時代から室町時代に作られたと考えられております、やぐらが両側に10基ぐらい並んでおります。これが崩落し、やぐらが毀損滅失することを防止するとともに、下のトンネル内の通行の安全を確保するために行っています。史跡指定範囲図をご覧ください。本史跡は平成22年に指定されました。市内では最も新しい国史跡となります。元々、平成19年に今回工事を行うトンネルの東側に平場があるのですが、この平場周りがやぐらに取り囲まれていまして、ここで土地の宅地造成の計画が浮上しました。この場所は元々、現在は東京国立博物館に所蔵され、重要文化財に指定されている青磁鉢3点が昭和28年に出土した場所と言われています。正確な場所はわからないのですが、この辺りでそういったものが出土しています。また鎌倉時代の歴史書であります吾妻鏡の名越に、北条時政の屋敷があるという記述があることから、この青磁の出土と絡めて、昭和20年代頃から、ここは北条時政の屋敷の跡だという伝承があります。このような伝承があったことから、この宅地造成の開発計画が上がったときに、この遺跡の消滅を危惧する声が地元から上がり、これを受ける形で市として平成20年に文化財として保護できるかどうかの検討を開始し、国庫補助等を受け、この平場の部分的な発掘調査を実施しました。その結果、鎌倉時代後期以降のお堂の跡と考えられる柱の跡や火葬した後などが発見され、この広場を取り巻くやぐらとあわせて、この一帯が鎌倉時代の宗教的な空間であったということがわかりました。北条時政の時代の遺構は発見されなかったのですが、このよ

うに平場が周囲のやぐらと一体となって、これまで開発されずに残っている場所は市内でも希少であって、鎌倉での宗教的な目的で行われた谷戸の開発と土地利用の良好な事例ということで、平成22年8月5日付けで、このピンク色にした範囲が国の史跡に指定されています。この際、主に指定したいと考えた中心は、ここの広場とそれを取り巻くやぐらですが、トンネルの西側にも著名なやぐらが10基ほどあり、ここを繋ぐ形で、このトンネルの部分も国指定史跡の指定範囲になりました。このトンネルですが、以前は自動車も通行していたのですが、昭和52年に大規模な崩落落石があり、以来通行禁止の措置がとられています。その後も断続的な崩落が起きており、現在はバリケードで完全に封鎖している状況です。長らくここの通行再開を求める声もあり、平成22年に史跡指定されたことに伴い、史跡としての公開を進めていくという必要もあることから、道路部局とも調整し、石の保護とトンネルの通行の安全確保に向けて、平成28年度、まず地質調査業務を開始しました。その結果、このトンネルの上部に、縦方向の亀裂が入っているということが明らかになり、このまま放置するとこのトンネルの上の全体が落ちてしまう可能性があるということが指摘されました。この結果を受け、平成29年度にはトンネルの安全対策の基本設計、平成30年度に施工計画の検討、令和元年度に詳細設計を実施しました。その後、令和2年度から工事に着手する予定でしたが、コロナの影響もあり、1年見送りました。令和3年度から工事に着手、具体的に現場に入ったのは、令和4年に入ってからですが、現在では令和5年の5月に工事が終了する予定となっています。具体的な工事内容ですが、大きく分けて4つの工事があります。一つ目が、今説明した岩盤が落ちてくるのを防ぐためのルートパイル工です。資料にあるのは標準断面図ですが、大町側の南側から北側に向けて、断面図にしたものです。この山のトンネルの西側のところに大きく、縦深さ9.5mの立孔を掘り、ここから横方向に22.5mの鋼製の芯材を挿入するルートパイル工を計6段、計15本挿入します。これによってこの上の岩盤が丸ごと落ちてくるというのを防ぐ工事です。二つ目が、ロックボルト工ということで、資料はトンネルを横から見た状況で、向かって左側が大町側、向かって右側が浄明寺側ということになります。この部分がトンネルの上の岩の塊ということになりますが、トンネル内部の岩盤そのものが落ちてくることは一つ目のルートパイル工で防ぐのですが、トンネル内部の風化剥落を防ぐ必要がありますので、ここにロックボルトを上方に挿し、その上からモルタルを吹き付けるという工事を行います。このようにトンネル天井と側面に内部からロックボルトを挿入して、かつ、表面にモルタルを吹き付ける。その内面のモルタル吹付が完了した後は、史跡としての景観に配慮して、表面塗装工ということでエイジング処理、周りの岩盤に合わせたような色合いにすることをを行い、できる限り施工前の地表の状態に近い状態にするということを目指しています。三つ目が、トンネル上部のやぐらの表面が風化してポロポロ落ちてきて下の通行に支障があるのと、やぐらが劣化するのを防ぐという目的で基質処理工を施工します。これは、やぐらの表面に岩盤を強化する薬剤を塗り、染み込ませて表面を強化するものです。四つ目が、大町側のトンネルに向かって右側に既に施工が終わっており、高強度ネット工ということでこの斜面が何度も崩落を起こしていますので、こちらが落ちてくるのを

防ぐため、鉄筋を挿入し、ネットをかけるということを実施しています。この工事は、先ほど説明したとおり、令和4年に入ってから具体的に現地に入っているのですが、現在までに先ほど説明したルートパイル工と高強度ネット工が、現在までに終了しております。残る基質処理工とロックボルト工につきましては、令和5年の5月末までに終了する予定となっています。なお、これらの四つの方法の選定に当たっては、有識者や文化庁の意見を踏まえ決定したもので、工事による振動等で史跡に悪影響がないように、かつ、景観的に大きく変わらない工法、作業工程を選定しています。また今後についてですが、この工事終了後、令和5年度のうちに史跡指定地内の先ほどの資料で赤く示した場所の開放に向けて、手すりや安全柵、案内板等の設置を進め、令和6年度以降に安全が確保できたところから公開を進めていきたいと考えています。なお、トンネルと前後の道路の通行についてですが、こちらは史跡指定地外となるのですが、道路の脇の斜面に危険箇所がまだ多数ありますので、こちらについては道路部局の方で、最短で令和8年の開通に向けてこれから対策を進めていく予定になっています。以上で説明を終わります。

西村会長 ありがとうございます。大変な工事が進んでいるという報告です。何かこの件に関しましてご質問やご意見があればご発言をお願いします。

大木委員 トンネルについて、私も以前はたまに通ったりしていたのですが、当然ながら非常に暗くて怖い場所でもあって、そこが魅力でもあります。今後、一般の方が通行できるようになる時には、夜間の防犯や安全対策について地元の町内会や市民の方からの意見をいただいた上で進めていただければと思います。

西村会長 何かその点に関して何か計画等が既にあるのでしょうか。

事業原局 現状で具体的に計画はないのですが、今ご指摘いただいたような点につきまして、地元との協議や意見を聞きながら、道路としての通行の部分と、史跡として公開する部分の整備を進めていきたいと考えています。

西村会長 ありがとうございます。

岡委員 北鎌倉駅のそばにも同じようなトンネルがあり、ずっと閉鎖されています。いろいろな問題を抱えている場所なのかもしれないのですが、同じような工事ができないのかと思いました。釈迦堂に関しては国の補助金を使っているということですが、北鎌倉も同じようにできないのかなという質問です。

事業原局 北鎌倉の隧道については、直接の所管ではないのですが、通行トンネルの安全対策工事に向けて、現在も地権者の方々等との協議を進めていると聞いています。国の補助金につきましては、大町釈迦堂口遺跡は国の指定史跡なので、文化庁の補助金を使っていますが、北鎌倉の方は現状史跡ではありませんので、基本的にはそういった形の補助金はない形で進めていくことになっています。

岡委員 ありがとうございます。

西村委員 本日の議題はすべて終了しましたが、全体を通して、何か意見や質問がありますか。

委員一同 意見等なし

西村会長 それでは、進行を事務局へお返しします。

(4) 閉会

事務局 本日は長時間にわたって熱心な議論いただき、誠にありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえて令和4年度の進行管理・評価シートを取りまとめ、計画の推進に向けた取組を進めていきたいと考えます。それではこれもちまして、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。

以上

鎌倉市歴史の風致維持向上計画協議会名簿

委員（敬称略）

区分	氏名	役職等	出欠
1	赤松 加寿江	京都工芸繊維大学准教授	×
2	○小林 紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	○
3	◎西村 幸夫	国学院大学教授	○
4	田中 密敬	極楽寺住職	○
5	阿久津 卓也	鶴岡八幡宮庶務課長	○
6	大木 淳	公募	○
7	岡 由雨子	公募	○
8	村田 佳代子	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事	○
9	小川 サヨ子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	×
10	牧田 知江子	公益社団法人鎌倉市観光協会専務理事	○
11	波多辺 弘三	鎌倉商工会議所専務理事	○
12	小池 正幸	県土整備局都市部都市整備課長	○
13	菅原 一郎	教育局生涯学習部文化遺産課長	×
14	峯村 徹哉	県土整備局藤沢土木事務所長	×
15	佐々木 聡	教育文化財部長	○
16	能條 裕子	環境部長	○
17	古賀 久貴	都市景観部長	○

◎：会長 ○：副会長

事務局

区分	氏名	役職等	出欠
1	杉浦 康史	都市景観部次長	○
2	関沢 勝也	都市景観課長	○
3	前田 信義	都市景観課風致担当係長	○
4	藤原 一成	都市景観課風致担当係長	○
5	白土 理恵	都市景観課風致担当主事	○

事業原局

区分	氏名	役職等	出欠
1	鈴木 庸一郎	教育文化財部文化財課長	○
2	齋藤 千夏	都市景観課都市景観担当主事	○